

答 申 第 1 号

平成19年 3月20日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年1月16日付け企画発第10号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市・平成17年度事業評価報告書（熊本市都市整備局主要項目抽出分）における以下の「換算人件費」の金額がわかる書類の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

1 ◎1から◎7迄の各項目毎の「換算人件費」

- ◎ 1 熊本駅西土地地区画整理事業
- ◎ 2 熊本駅周辺まちづくり推進事業
- ◎ 3 連続立体交差促進事業
- ◎ 4 熊本駅周辺都市基盤整備事業
- ◎ 5 熊本駅周辺市街地再開発推進事業
- ◎ 6 再開発推進事業
- ◎ 7 九州新幹線建設促進事業

2 平成13年度から平成22年度毎・各項目毎の「換算人件費」

[諮問第1号]

別 紙

諮問第 1 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 17 年度熊本市事業評価報告書（熊本市都市整備局主要項目抽出分）（以下「本件文書Ⅰ」という。）における換算人件費の開示を請求したのに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書Ⅰに「事業コスト」とあるが、「人件費」の項目がない。これに対し熊本県の事業評価表には、事業費の中に担当職員数と換算人件費が記載されている。

工事事業費の総事業費には当然人件費が含まれるべきであり、県と市で取扱いが違うのは理解できない。

平成 17 年度熊本駅西土地地区画整理事業会計の予算書に歳出費目として給与費（特別職、一般職）が計上されており、その人件費も含めたところで総事業費となるはずである。

「本件文書Ⅰ」の「2. 事業評価」で「最も効果的かつ効率的な手段（事業）は何かという観点から事業の取捨選択、優先順位付けなどを行い、行政経営資源（人・物・金）の最適配分を行うトップダウンの評価です。」と規定しているが、それにもかかわらず「人」の情報がないわけで、これで本当の事業評価ができるとは思えない。

担当職員数と換算人件費の記載がないのは、熊本市の開かれた市政情報公開理念に反し、市政責務が欠落している。

また、熊本市行政評価制度実施要綱の第 1 条に「市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と規定しており、以下、「基本構想の策定にあたっては政策評

価の結果を適切に反映させること、基本計画の策定にあたっては施策評価の結果を適切に反映させること、予算審査にあたっては事業評価の結果の適切な活用を図ること、事務分掌の改正及び職員の配分にあたっては、事業評価の結果の適切な活用を図ること」などを努力規定としており、その趣旨から、本件請求の「本件文書Ⅰにおける換算人件費」が不存在であるとは考えられない。

平成18年12月19日付け企画発第332号で通知があった文書等開示請求拒否決定通知書は不存在を理由とするものであるが、以上の理由により不当なものでありその決定を取り消し、正常な「熊本市事業評価表」を作成して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例第11条第2項該当性について

異議申立人は、「本件文書Ⅰにおける換算人件費の金額」として「◎1から◎7まで（下記参照）の各項目ごとに換算人件費」及び「平成13年度から平成22年度までの年度ごと・各項目ごとの換算人件費」を請求したが、本市の事業評価の実施にあたっては、熊本市行政評価制度実施要綱第8条第1項に規定する事業評価報告書（様式第1号）により行っており、事業実施部署に作成を依頼するこの様式の中に人件費欄を設けていない。

そもそも行政評価制度は総合計画の着実な推進を図ることを目的として導入しているものであり、総合計画の対象として、歳出予算のうち、職員人件費、公債費（市債の償還費）及び管理事務に要する経費を除くすべての経費としている。

また、事業評価報告書の説明書きに、各事業の決算額については、まちづくり戦略計画に掲げた事業についての決算額を示しており、職員人件費（一般会計）や管理経費（公債費、繰出金、一般管理経費等）など、事業にくくられていない経費については含まれていないと明示している。

換算人件費については、行政評価を制度化する時点で、様々な検討をしており、結果として、最終的な判断で現行の行政評価制度においては人件費を除いている状況である。

よって、当該請求にかかる文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

（開示請求のあった項目）

- ◎ 1 熊本駅西土地地区画整理事業
- ◎ 2 熊本駅周辺まちづくり推進事業

- ◎ 3 連続立体交差促進事業
- ◎ 4 熊本駅周辺都市基盤整備事業
- ◎ 5 熊本駅周辺市街地再開発推進事業
- ◎ 6 再開発推進事業
- ◎ 7 九州新幹線建設促進事業

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰについて

本件文書Ⅰは、熊本市総合計画まちづくり戦略計画実施計画に掲げられている事業について、事業実施部署が熊本市行政評価制度実施要綱第8条に規定する事業評価報告書（様式第1号）により評価・作成した平成17年度事業評価報告書の都市整備局分の一部である。

記載内容は、「1事業概要」として事業名・事業の目的・事業の内容・決算額、「2実績指標」として当該年度実施計画における成果指標の達成状況及び向こう5年間の状況、「3事業コスト」として直近過去5年間の計画額及び決算額、「4成果と課題」として事業実施に際しての工夫点と事業実施による成果及び課題、「5今後の方向」として翌年度に解決すべき課題と翌々年度の事業展開方針、「6細事業の評価」として当該事業の評価結果となっている。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 条例第11条第2項該当性について

条例第11条第2項は、開示請求に係る文書等を不存在等を理由に請求を拒否する場合には、その理由を書面で通知する旨を定めたものである。

実施機関は、もともと総合計画の対象から職員人件費を除いており、総合計画の推進を図ることを目的に導入した事業評価制度の実施要綱においても職員人件費は含まれていないため、事業実施部署に対して、事業評価における様式の中で換算人件費についての情報の提供を依頼しておらず、事業ごとの人件費がわかる文書は存在しない旨、主張する。

関係書類を確認したところ、平成17年度事業評価報告書の冒頭部分に事業評価の概要説明があり、その中で様式第1号に記載された項目の説明がある。それによると、評価結果の説明部分に「決算額の集計について」という注意書きがあり、「各事業の決算額については、まちづくり戦略計画実施計画に掲げた事業についての決算額を示し

ており、職員人件費（一般会計）や管理経費（公債費、繰出金、一般管理経費等）など、事業にくくられていない経費については含まれていません。」との記載があり、様式第1号には人件費を記載する欄がないことが認められる。

また、熊本市総合計画まちづくり戦略計画実施計画の冒頭部分に実施計画の概要説明があり、計画の対象として「本計画では、政策及び施策を実現するために必要なすべての事業を対象とします。したがって、歳出予算のうち、職員人件費、公債費（市債の償還費）及び管理事務に要する経費を除くすべての経費を対象としています。」との記載が認められる。

実施機関に対し事情を聴取したところ、もともと職員人件費を除いた総合計画実施計画に掲げた事業についての評価であり、事業評価報告書の冒頭部分にもあるように、当然事業評価にも人件費は含んでおらず、事業実施部署に提供を依頼していないため、事業ごとの人件費の情報は保有していないとのことである。

これらの理由により不存在とする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足りる証拠がないのは明らかである。

実施機関としては、換算人件費について行政評価を制度化する時点で様々な検討を行っており、結果として、最終的な判断で現行の行政評価制度においては人件費を除いているということである。

そもそも事業評価報告書の中に人件費を入れるかどうかは実施機関の裁量であり、当審議会の判断の対象ではない。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年　　月　　日	審　議　経　過
平成１９年　　１月１６日	熊本市長から諮問を受けた。
平成１９年　　１月１９日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成１９年　　２月　　６日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成１９年　　２月２０日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した後諮問の審議を行った。
平成１９年　　３月２０日	答申（案）の審議を行った。